



東日本大震災で被災された製造業者の皆様へ

震災で甚大な被害を受けた製造業者（中小企業者）の皆様への事業再開・継続を支援するため、生産施設及び生産設備の復旧に要する経費の一部を補助します。

中小企業施設設備復旧支援事業費補助金

対象者

県内での事業再開又は継続を目指す中小製造業者
ただし、下記（１）及び（２）に該当するものを除く

（１）下記①～③のいずれかに該当する中小製造業者（みなし大企業）

- ①発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していること
- ②発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有していること
- ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めること

（２）県で実施する東日本大震災における製造業者に対する施設設備関連復旧・復興補助事業の交付決定を受けているもの

対象経費

東日本大震災により損壊若しくは滅失した生産施設及び生産設備のうち、事業再開・継続に必要不可欠であり、直接利用される生産施設（工場・倉庫）及び生産設備（機械・装置）の修理、建替・入替に要する経費

※ 発災以降の経費で交付決定前であっても、写真や書類等による確認が可能で、県が適正と認めた場合には対象となります。

補助率・限度額

補助対象経費の1／2以内

上限額：2,000万円 下限額：100万円

《募集期間》

平成23年9月28日(水)から平成23年10月12日(水)午後5時まで【必着】
提出書類や提出先などの詳細については、下記ホームページでご確認ください。

宮城県食産業振興課URL：<http://www.pref.miyagi.jp/syokushin/>

宮城県新産業振興課URL：<http://www.pref.miyagi.jp/shinsan/>

問い合わせ先

◆食品製造業者 宮城県農林水産部食産業振興課 食品製造業復興支援チーム
電話：022(211)2963

◆上記以外の製造業者 宮城県経済商工観光部新産業振興課 高度電子機械産業振興班
電話：022(211)2765